

小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付について

◎ 日常生活用具の給付について

在宅の小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活の便宜を図るために必要な生活用具を給付します。

給付種目や対象者（障害者総合支援法による同様事業の対象とならない方）については、下記のとおりです。

なお、給付世帯の所得に応じ自己負担があります。

用具種目	対 象 者
便器	常時介助を要する者
特殊マット	寝たきりの状態にある者
特殊便器	上肢機能に障がいのある者
特殊寝台	寝たきりの状態にある者
歩行支援用具	下肢が不自由な者
入浴補助用具	入浴に介助を要する者
特殊尿器	自力で排尿できない者
体位変換器	寝たきりの状態にある者
車椅子	下肢が不自由な者
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者 （在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある者
ケルベスト	体温調節が著しく難しい者
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障がいのある者
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者
ストマ装具（消化器系）	人工肛門を造設した者 （在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）
ストマ装具（尿路系）	人工膀胱を造設した者 （在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者
チューブ型包帯	皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水疱やびらんを生じ、皮膚障がいを起こすことがある者

申請に必要な書類等

- ① 日常生活用具給付申請書（様式第1号）
- ② 同意書（所得情報等の確認のため必要となるもの）
- ③ 医療意見書（医師が記入）（様式第2号）
- ④ 申請者及び扶養義務者の個人番号（マイナンバー）確認資料（※）
（※個人番号カード、通知カード等 「②同意書」に記入欄があります）
- ⑤ 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し
- ⑥ 購入希望する用具のカatalog及び購入希望業者からの見積書

〒320-8540 宇都宮市旭 1-1-5
宇都宮市 子ども部 子ども支援課
電話 632-2296

◎ 給付までの流れ（※）

- ① 医療意見書（様式第2号）を用意する。
（用具種目や型式，必要とする理由などを医療機関へご相談ください。）
- ② 希望する用具を取り扱う業者へ見積書の作成を依頼する。
- ③ 必要書類を揃えて，宇都宮市に申請する。
- ④ 給付が決定されたら，宇都宮市から次の通知が送付される。
 - ・ 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付決定通知書（様式第4号）
 - ・ 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付券（様式第5号）（給付が行われない場合は，却下決定通知書が送付されます。）
- ⑤ 通知書が届いたら，当該用具を取り扱う業者に用具を発注する。
- ⑥ 業者から用具を納入してもらう際，給付券（様式第5号）の用具受領欄に，保護者（申請者）が署名し，業者に手渡すとともに，給付券に記入されている扶養義務者が支払うべき額を支払う。

※ 申請前や給付券が届く前に，既に購入してしまった用具への給付は行えませんのでご注意ください。

◎ 給付された用具の管理

給付を受けた用具は，当該用具を給付の目的に反して使用し，譲渡し，交換し，貸し付け又は担保に供することなく有効に活用してください。不正な使用がわかった場合は返金等となります。

また，用具には，耐用年数が設定されているものがあります。原則として，耐用年数内での再給付は行っておりませんのでご注意ください。（ただし，故障などにより，修理不能な場合等を除く）

◎ 用具購入における自己負担

区分の認定（下表の区分）は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その市民税等の課税の有無により行います。

区 分			自己負担額（※１）
A	生活保護世帯及び支援給付受給世帯（※２）		0 円
B	A 階層を除き当該年度分の市民税非課税世帯		1,100 円
C	A 階層及び B 階層を除き当該年度分の市民税均等割の額のみ課税世帯		2,250 円
D 1	A 階層、B 階層及び C 階層を除き当該年度分の市民税の課税世帯であって、その市民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額 3,000 円以下	2,900 円
D 2		3,001 ～ 5,800 円	3,450 円
D 3		5,801 ～ 8,700 円	3,800 円
D 4		8,701 ～ 13,000 円	4,250 円
D 5		13,001 ～ 17,400 円	4,700 円
D 6		17,401 ～ 22,400 円	5,500 円
D 7		22,401 ～ 28,200 円	6,250 円
D 8		28,201 ～ 58,400 円	8,100 円
D 9		58,401 ～ 75,000 円	9,350 円
D 10		75,001 ～ 96,600 円	11,550 円
D 11		96,601 ～ 121,800 円	13,750 円
D 12		121,801 ～ 175,500 円	17,850 円
D 13		175,501 ～ 221,100 円	22,000 円
D 14		221,101 ～ 380,800 円	26,150 円
D 15		380,801 ～ 549,000 円	40,350 円
D 16		549,001 ～ 579,000 円	42,500 円
D 17		579,001 ～ 700,900 円	51,450 円
D 18		700,901 ～ 849,000 円	61,250 円
D 19		849,001 ～ 1,041,000 円	71,900 円
D 20		1,041,001 以上	全 額

（※１）同一世帯において、２人以上の対象者がおり、それぞれ用具を購入した場合、自己負担が軽減される制度があります。

（※２）「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に規定する支援給付受給世帯を含む。

(様式第 1 号)

小児慢性特定疾病児童日常生活用具 給付申請書

令和 年 月 日

(あて先) 宇 都 宮 市 長

住 所 宇都宮市

申請者(保護者)

氏 名

電話番号

給付対象者との続柄 ()

下記のとおり日常生活用具給付を申請します。

対 象 者	氏 名				生年月日	平成 年 月 日生 (歳) 令和				
	住 所	宇都宮市								
	疾病名				受給者 番 号					
世 帯 の 状 況	氏 名	対 象 者 との続柄	生年月日	職 業	備 考 (対象者に対する介護の状況等)					
給付を希望する理由										
現在の住まいの状況		住 宅	1 自宅 2 借家(貸主の諾否)		浴 槽	1 和式 2 洋式 3 なし		便 器	1 和 式 2 洋 式 3 携帯用	
現在の 介護の 状 況	入 浴	1 他人の介助を必要 2 清拭のみ 3 入浴、清拭とも していない 4 自分でできる		排 便	1 他人の介助を必要 2 便器(携帯用)使用 3 自分でできる		移 動	1 車椅子使用 2 他人の介助を必要 (一部、全部) 3 自分でできる		
給付を受けたい 用具の名称						希望する 型式、規模等				
給付上 特に希望する事項										
備 考										

【宇都宮市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業用】

同 意 書

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付の徴収基準額の決定にあたり、申請者及び扶養義務者の必要な所得情報等について、個人番号（マイナンバー）を利用した情報提供ネットワークシステム等により公簿等の確認を行うことや、必要な資料を他の行政機関に求めることに同意いたします。

令和 年 月 日

(あて先) 宇都宮市長

①申請者ご本人

住所

氏 名

個人番号

[illegible]

②同意者（扶養義務者）

住所

氏 名

個人番号

[illegible]

③同意者（扶養義務者）

住所

氏 名

個人番号

[illegible]

④同意者（扶養義務者）

住所

氏 名

個人番号

[illegible]

医師の皆様へ

宇都宮市では、小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活の便宜を図ることを目的に、日常生活用具を給付しています。下表の「対象者」欄に掲げる身体的状況にある場合、「種目」欄に掲げる用具が給付の対象となります。（ただし、障害者総合支援法等の施策の対象とならないことが前提となります。）

つきましては、本制度の趣旨をご理解の上、意見書をご記入くださいますようお願いいたします。

種 目	対 象 者	性 能 等
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
特殊便器	上肢機能に障がいのある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
車椅子	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者 （在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障がいを起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障がいのある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介助者等が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具（消化器系）	人工肛門を造設した者 （在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具（尿路袋）	人工膀胱を造設した者 （在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
チューブ型包帯	皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水疱やびらんを生じ、皮膚障がいを起こすことがある者	外力から皮膚を保護できるもの。

